

令和2年10月吉日

お客さま 各位

ATMの払戻限度額引き下げのお知らせ

平素は、当組合をご利用いただきましてありがとうございます。

昨今、高齢者の方を狙い、警察官や金融機関等を装ってキャッシュカードを騙し取りATMで現金を引き出される特殊詐欺被害が全国的に多発しております。

当組合と致しまして、偽造・盗難キャッシュカードの不正利用防止対策として、キャッシュカードを利用した1日の払戻限度額と振込限度額を以下のように引き下げさせていただきます。

大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

- 対象となるお客さま（個人及び個人事業主の方）
満70歳以上のお客さま
- 利用限度額の引き下げ内容について
キャッシュカードを利用した、ATMでの一日あたりの払戻限度額を50万円、振込限度額を50万円に引下げ致します。
- 開始時期
令和2年12月1日（火曜日）
*以後、毎月20日頃までに前月末時点で上記対象のお客さまに対して実施します。
- その他
今般、ATMによる払戻限度額及び振込限度額を50万円に設定させて頂いた70歳以上のお客さまで、払戻限度額及び振込限度額を50万円以外に変更をご希望の方は、お手数ですが、お取引店に申し出ください。その際には、カード、又は通帳とご本人確認資料と及びお届けのご印鑑をお持ち願います。

以上